明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○地方自治法等の一部を改正する法律（五四）　二五
○港湾法の一部を改正する法律（五五）　二六

〔省　令〕
○たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令（財務四五）　二六
○塩事業法施行規則の一部を改正する省令（同四六）　二九
○航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令（経済産業四六）　二九
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一〇）　三四
○金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部を改正する省令（同一一）　四六
○一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（同一二）　四九
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第二項の規定による届出に関する省令（同一三）　五二

〔告　示〕
○基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する件（総務一九五）　五七
○たばこ事業法施行規則の規定に基づく財務大臣が定める書類の告示（財務一八〇）　八一
○塩事業法施行規則の規定に基づく財務大臣が定める書類の告示（同一八一）　八一
○水銀処理物に含まれる水銀等の検定方法（環境五一）　八一
○金属等を含む廃棄物の固型化に関する基準の一部を改正する件（同五二）　八二
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第二項及び第四項並びに第一条の二第十五項の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部を改正する件（同五三）　八二
○産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部を改正する件（同五四）　八三
○特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する件（同五五）　八三
○特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する件（同五六）　八四
○水銀使用製品産業廃棄物等から水銀を回収する方法を定める件（同五七）　八四

〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　八五
裁判所
破産、免責、再生関係　八六
特殊法人等
厚生年金基金解散・清算人就任関係　二三〇
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　二三一
会社その他
会社決算公告　二三四

本号で公布された法令のあらまし

◇地方自治法等の一部を改正する法律（法律第五四号）（総務省）

一　地方自治法の一部改正関係

1　地方公共団体の財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針の策定等

(一)　都道府県知事及び指定都市の市長は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備しなければならないものとした。（第一五〇条第一項関係）

(1)　財務に関する事務その他総務省令で定める事務

(2)　(1)に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該都道府県知事又は指定都市の市長が認めるもの

(二)　市町村長（指定都市の市長を除く。(2)及び(四)において同じ。）は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備するよう努めなければならないものとした。（第一五〇条第二項関係）

(1)　(一)の(1)に掲げる事務

(2)　(1)に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該市町村長が認めるもの

(三)　都道府県知事又は市町村長は、(一)若しくは(二)の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとした。（第一五〇条第三項関係）